

サルーテ・アリス リハビリセンター

通所リハビリテーション運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団 博恵会が設置運営する通所リハビリテーション事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する通所リハビリテーションは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、公示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所リハビリテーション計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
4. 適切なリハビリテーション、介護技術をもってサービスを提供する。
5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
6. 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所リハビリテーションを提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

サルーテ・アリス リハビリセンター

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県静岡市清水区草薙2-24-15

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一、管理者兼医師 1名以上（常勤兼務）

管理者兼医師は職員等の管理及び業務の管理と利用者の健康維持管理を一元的に行う。

二、理学療法士 2名以上（常勤専従）

理学療法士は、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう、又利用者の心身の機能の維持回復を図るよう必要なリハビリテーションを行う。

三、介護職員 常勤換算方法で7名以上

介護職員は、サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一、営業日 午前の部 月曜日から土曜日とする。
午後の部 月・火・水・金曜日とする。
但し祝日、夏季休業、冬期休業(整形外科医院と合わせて休業とする)は除く。
- 二、営業時間 月・火・水・金曜日は8時00分から17時00分までとする。
木・土曜日は8時00分から13時00分までとする。
- 三、提供時間
午前の部 1単位 9時00分から12時00分までを提供時間帯とする。
午後の部 1単位 14時00分から16時00分までを提供時間帯とする。

(利用定員)

第8条 午前の部の通所リハビリテーションのサービスを提供する定員は介護予防通所リハビリテーションの利用者と合わせ1単位70名とする。
午後の部の通所リハビリテーションのサービスを提供する定員は介護予防通所リハビリテーションの利用者と合わせ1単位70名とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 一、日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
- 二、健康状態の確認
- 三、リハビリテーションサービス
- 四、相談、助言等に関すること
- 五、送迎サービス

(通所リハビリテーション計画の作成等)

- 第10条 通所リハビリテーションの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所リハビリテーション計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所リハビリテーション計画を作成する。
2. 通所リハビリテーション計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 3. 利用者に対し、通所リハビリテーション計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所リハビリテーションの利用料)

第11条 本事業所が提供する通所リハビリテーションの利用料は次による。

1単位に対し10.33を掛けた数が費用総額となり、介護保険負担割合証に記載された負担割合によって個人負担（お支払金額）が決まります。

午前の部

① 《3時間以上4時間未満》

要介護1	486単位/日
要介護2	565単位/日
要介護3	643単位/日
要介護4	743単位/日
要介護5	842単位/日

② リハビリテーション提供体制加算1 12単位/日

③ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位/日

④ 科学的介護連携推進体制加算 40単位/月

⑤ 通所リハ送迎減算

利用者に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算

⑥ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

① ② ③ ④ ⑤までのうち当月に算定した単位数の総計の1,000分の86の単位数を1月分として算定

午後の部

① 2時間以上3時間未満》

要介護1	383単位/日
要介護2	439単位/日
要介護3	498単位/日
要介護4	555単位/日
要介護5	612単位/日

② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位/日

③ 科学的介護連携推進体制加算 40単位/月

④ 通所リハ送迎減算

利用者に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算

⑤ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

① ② ③ ④までのうち当月に算定した単位数の総計の1,000分の86の単位数を1月分として算定

2. 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

興津、両河内、小島、庵原、三保の各地域を除く清水区、及び駿河区の平沢、谷田、中吉田、国吉田、聖一色、栗原、池田、小鹿の各地域とする。

(サービスの提供記録の記載)

第 13 条 通所リハビリテーションを提供した際には、その提供日及び内容、当該通所リハビリテーションについて、利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故の発生またはその再発を防止する措置として、以下に掲げる事項を実施する。

事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は利用者に対して必要な措置を行う。

2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼する。
3. 事故発生の防止のための検討会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び職員に対する定期的研修を実施する。

(秘密保持)

第 15 条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密保持を厳守する。

2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 16 条 提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 17 条 利用者に対する通所リハビリテーションの提供において、止むを得ない事情により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 18 条 通所リハビリテーションの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2. 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行い、必要に応じて地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(ハラスメント対策)

第 19 条 適切な通所リハビリテーションサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 従業員の質の向上を図るため、適宜研修会、勉強会の機会を設ける。

2. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 11月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和2年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 6月 1日から施行する。

サルーテ・アリス リハビリセンター

介護予防通所リハビリテーション運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団 博恵会が設置運営する介護予防通所リハビリテーション事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が要支援状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する介護予防通所リハビリテーションは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、公示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護予防通所リハビリテーション計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
4. 適切なリハビリテーション、介護技術をもってサービスを提供する。
5. 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
6. 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防通所リハビリテーションを提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

サルーテ・アリス リハビリセンター

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県静岡市清水区草薙2-24-15

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一、管理者兼医師 1名以上（常勤兼務）

管理者兼医師は職員等の管理及び業務の管理と利用者の健康維持管理を一元的に行う。

二、理学療法士 2名以上（常勤専従）

理学療法士は、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう、又利用者の心身の機能の維持回復を図るよう必要なリハビリテーションを行う。

三、介護職員 常勤換算方法で7名以上

介護職員は、サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一、営業日 午前の部 月曜日から土曜日とする。
午後の部 月・火・水・金曜日とする。
但し祝日、夏季休業、冬期休業（整形外科医院と合わせて休業とする）は除く。
- 二、営業時間 月・火・水・金曜日は8時00分から17時00分までとする。
木・土曜日は8時00分から13時00分までとする。
- 三、提供時間 午前の部 1単位 9時00分から12時00分までの間とし、利用者との協議で提供時間帯を決定する。
午後の部 1単位 14時から16時00分までの間とし、利用者との協議で提供時間帯を決定する。

（利用定員）

第8条 午前の部の介護予防通所リハビリテーションのサービスを提供する定員は通所リハビリテーションの利用者と合わせ1単位70名とする。
午後の部の介護予防通所リハビリテーションのサービスを提供する定員は通所リハビリテーションの利用者と合わせ1単位70名とする。

（介護予防通所リハビリテーションのサービスの内容）

第9条 介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 一、日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
- 二、健康状態の確認
- 三、リハビリテーションサービス
- 四、送迎サービス
- 五、相談、助言等に関すること

（介護予防通所リハビリテーション計画の作成等）

第10条 介護予防通所リハビリテーションの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防通所リハビリテーション計画を作成する。また、すでに介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った介護予防通所リハビリテーション計画を作成する。

2. 介護予防通所リハビリテーション計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
3. 利用者に対し、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、介護予防通所リハビリテーション計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標の達成状況の把握等を行う。モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化等が認められた際は、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行う。

(介護予防通所リハビリテーションの利用料)

第11条 本事業所が提供する介護予防通所リハビリテーションの利用料は次による。

1単位に対し10.33を掛けた数が費用総額となり、介護保険負担割合証に記載された負担割合によって個人負担（お支払金額）が決まります。

① 介護予防通所リハビリテーション費

要支援1 1月につき 2,268単位

要支援2 1月につき 4,228単位

※契約期間が1月に満たない場合は、日割計算となり、要支援1が1日につき75単位、要支援2が1日につき139単位となります。

※利用を開始した日に属する月から起算して12ヶ月を超えた期間に利用した場合、支援1は120単位/月、支援2は240単位/月減算となります。

② サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援1 72単位/月

要支援2 144単位/月

③ 科学的介護連携推進体制加算 40単位/月

④ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

- ①、②、③までのうち当月に算定した単位数の総計の1,000分の86の単位数を1月分として算定

2. 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

興津、両河内、小島、庵原、三保の各地域を除く清水区、及び駿河区の平沢、谷田、中吉田、国吉田、聖一色、栗原、池田、小鹿の各地域とする。

(サービスの提供記録の記載)

第13条 介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その提供日及び内容、当該介護予防通所リハビリテーションについて、利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故の発生またはその再発を防止する措置として、以下に掲げる事項を実施する。

事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は利用者に対して必要な措置を行う。

2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼する。
3. 事故発生の防止のための検討会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び職員に対する定期的研修を実施する。

(秘密保持)

第15条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密保持を厳守する。

2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第16条 提供した介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者に対する介護予防通所リハビリテーションの提供において、止むを得ない事情により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第18条 介護予防通所リハビリテーションの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2. 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行い、必要に応じて地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(ハラスメント対策)

第19条 適切な通所リハビリテーションサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 従業員の質の向上を図るため、適宜研修会、勉強会の機会を設ける。

2. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 11月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和2年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 6月 1日から施行する。

サルーテ・アリス 訪問リハビリテーション 運営規程

第1条 医療法人社団博恵会が開設する、サルーテ・アリス 訪問リハビリテーション（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称：サルーテ・アリス 訪問リハビリテーション
- （2）所在地：静岡県静岡市清水区草薙二丁目24番15号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- （2）従業者の職種及び員数

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

（1名以上は常勤専従 他は非常勤や兼務の場合あり）

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供する。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日：月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

（ご要望があれば、特例として祝日営業する場合あり）

- （2）営業時間：午前9時から午後5時までとする。

(事業の内容)

第7条 指定訪問リハビリテーション等は、主治医の指示に基づき、要介護者等の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(利用料等その他の費用の額)

第8条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分（片道の距離）	交通費
3.0km未満	無料
3.0km以上4.0km未満	200円
4.0km以上5.0km未満	400円
5.0km以上6.0km未満	600円
6.0km以上7.0km未満	800円
以下1km増すごとに200円を加算	

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、興津、両河内、小島、庵原、三保地域を除く旧清水市及び、旧静岡市の平沢、谷田、中吉田、国吉田、聖一色、栗原、池田、小鹿地域とする。

(相談・苦情処理)

第10条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 当事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成23年6月1日から施行する。

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年6月1日から施行する。